

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案 新旧対照表 目次

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（附則第六条関係） . . . . . 1
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第八条関係） . . . . . 6
- 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第九条関係） . . . . . 8
- 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第九条関係） . . . . . 9



○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（業務の範囲等）  
第十八条（略）

（削る）

（業務の範囲等）  
第十八条（略）

2 機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（宇宙開発利用に関する基本的な計画）  
第十九条（略）

2 主務大臣は、前条第二号及び第八号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同条第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に関し、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

（宇宙開発利用に関する基本的な計画）  
第十九条（略）

2 主務大臣は、前条第一項第二号及び第八号に掲げる業務（同項第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同項第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に関し、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二十一条及び第二十二条 削除

（人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結）  
第二十一条 機構は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3 機構が行う人工衛星等の打上げが委託に応じて行う

もの（次条において「受託打上げ」という。）であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者（次条において「打上げ委託者」という。）が、機構に代わって、機構のために締結することができる。

（受託打上げに関する特約）

第二十二條 機構は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一 機構が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、機構が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとする。

二 前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、機構は、その者に対して求償権を有するものとする。

2 | 前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに係る者として機構及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3 | 機構が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、機構に代わって、機構のために締結するものとする。

（積立金の処分）

第二十三條 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一

（積立金の処分）

第二十三條 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一

号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十八条に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 (略)

一・二 (略)

三 第十八条に規定する業務（次号から第八号までに規定するものを除く。）に関する事項については、

文部科学大臣

四 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第

四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）並びにこれらに関連する同条第

五号及び第七号に掲げるもの（次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び

総務大臣

五 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第

四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、

号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 (略)

一・二 (略)

三 第十八条第一項に規定する業務（次号から第八号までに規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

文部科学大臣

四 第十八条第一項に規定する業務のうち同条第三号

及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）並びにこれらに関連する

同条第五号及び第七号に掲げるもの（次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大

臣及び総務大臣

五 第十八条第一項に規定する業務のうち同条第三号

及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを

これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。)であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの(次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七 第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。)であつて前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの(宇宙の利用の推進に関するものに限る。)並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条に規定する業務のうち同条第六号に掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

2・3 (略)

(財務大臣との協議)

第二十八条 (略)

一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。  
(削る)

除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六 第十八条第一項に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。)であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの(次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七 第十八条第一項に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。)であつて前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの(宇宙の利用の推進に関するものに限る。)並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条第一項に規定する業務のうち同条第六号に掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

2・3 (略)

(財務大臣との協議)

第二十八条 (略)

一 第六条第二項又は第二十二條第一項の規定による認可をしようとするとき。  
二 第二十一条第二項の規定により保険金額を定めよ

二 第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第三十一条 (略)

一 (略)

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
(削る)

うとするとき。  
三 第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第三十一条 (略)

一 (略)

二 第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
三 第二十一条第一項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行ったとき。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四（略） 一 二十五（略） 二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの 二十七 三十九（略） 二・三（略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条（略） 二（略） 一 三十七（略） 三十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 三十九 四十三（略） 三 十（略）</p> <p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例） 第三百四十九条の三（略） 二 十五（略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四（略） 一 二十五（略） 二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの 二十七 三十九（略） 二・三（略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条（略） 二（略） 一 三十七（略） 三十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 三十九 四十三（略） 三 十（略）</p> <p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例） 第三百四十九条の三（略） 二 十五（略）</p>

17  
34

(略)

16 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

17  
34

(略)

16 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の三・三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の三・三十五（略）</p>

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書	(略)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書	(略)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
(略)	(略)	(略)	(略)